



目 次

規 則	ページ
◎恩給給与手続規則及び退隠料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○大規模小売店舗に関する変更の届出（2件）	（経営支援課） 1
高知県教育委員会告示	
◎高知県天然記念物の指定	（教育委員会事務局文化財課） 2
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	2
○警備員等に係る検定の実施（2件）	3

規 則

恩給給与手続規則及び退隠料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年2月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第8号

恩給給与手続規則及び退隠料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

（恩給給与手続規則の一部改正）

第1条 恩給給与手続規則（昭和25年高知県規則第45号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「（※代筆の場合は、受給者の印を押してください。）」を削る。

（退隠料等の支給に関する規則の一部改正）

第2条 退隠料等の支給に関する規則（昭和37年高知県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別記様式中
「請求者氏名
（※代筆の場合は、請求者の印を押してください。）」
を
「請求者氏名

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第130号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年2月24日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- 届出者の名称
株式会社よどや 代表取締役 佐藤 文則
- 届出者の住所
高知市高須一丁目5番30号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
よどやドラッグ須崎大間東店
須崎市大間東町4-37
- 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
よどやドラッグ須崎大間東店	午前9時	午後12時

（変更後）

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
よどやドラッグ須崎大間東店	24時間	

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前） 午前8時30分から午前零時30分まで

（変更後）24時間

- 変更年月日
令和2年12月29日
- 変更理由
営業政策のため

2 届出年月日

令和2年12月28日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
須崎市役所

4 意見書に記載すべき事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容

高知県告示第131号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年2月24日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- 届出者の名称
株式会社フタガミ 代表取締役 松岡 正憲
- 届出者の住所
南国市双葉台1番地
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
よどやドラッグ幡多大方店
幡多郡黒潮町入野620番ほか
- 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
よどやドラッグ幡多大方店	午前9時	午後12時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
よどやドラッグ幡多大 方店	24時間	

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午前零時30分まで
(変更後) 24時間

(5) 変更年月日
令和2年12月29日

(6) 変更理由
営業政策のため

2 届出年月日
令和2年12月28日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
黒潮町役場

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第1号

高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号）第30条第1項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を高知県天然記念物に指定する。

令和3年2月24日

高知県教育長 伊藤 博明

名称	指定地域		所有者
	地名	区域	
間崎の枕状溶岩	四万十市間崎ナルタキ山	1495番5の一部 277.84平方メートル	四万十市

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第1号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和3年2月24日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）

(2) 種別

ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

令和3年5月18日（火）から同月27日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の8日間

イ 追加取得講習

令和3年5月24日（月）から同月27日までの4日間

(4) 実施場所

吾川郡いの町天王北一丁目14番地

高知県立高知青少年の家

2 受講者定員

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

(1) 新規取得講習 25人

(2) 追加取得講習 5人

3 受講資格者

(1) 新規取得講習

受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に1号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に

規定する1級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込み時において、1号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であつて、(1)のいずれかに該当するものとする。

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

(1) 受講希望の事前申込み方法

ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間

ア 令和3年4月12日（月）及び13日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。

なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和3年4月14日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行

<p>う。</p> <p>ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。</p> <p>(1) 受講申込書等の提出期間 令和3年4月19日（月）から同月21日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。</p> <p>(2) 受講申込書等の提出先 高知県内に住所を有する者には住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者には高知県内の最寄りの警察署とする。</p> <p>(3) 提出書類 ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通 イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通 (ア) 3の(1)のイに該当する者には、1号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 (イ) 3の(1)のイに該当する者には、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 3の(1)のウに該当する者には、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 (エ) 3の(1)のエに該当する者には、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し (オ) 3の(1)のオに該当する者には、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 ウ 追加取得講習を受講しようとする者には、交付を受けている資格者証等の写し 1通 エ 受講申込確認書 1通 (4) 受講申込書等の提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法</p>	<p>講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあっては47,000円、追加取得講習にあっては23,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先 (1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404） (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備担当係</p> <p>高知県公安委員会告示第2号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。 令和3年2月24日 高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級 施設警備業務 2級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所 (1) 検定の実施日及び開始時間 令和3年5月26日（水）午前9時 (2) 検定の実施場所 高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場</p> <p>3 検定の実施予定人員 30人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。</p> <p>(1) 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。 エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験 ア 警備業務対象施設における保安に関すること。</p>	<p>イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。</p> <p>(1) 検定の申請の受付期間 令和3年4月19日（月）から同月23日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者には住所を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあってはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類等 ア 検定申請書 1通 イ 県内に住所を有する者には住所を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあっては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であって、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものには、いずれも提出することを要しない。） ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項 (1) 受検時の服装 警備員にあっては制服とし、その他の者には実技試験を受けられる服装とすること。 (2) 持参品 ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運</p>
---	--	---

<p>動帽 エ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）</p> <p>9 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係</p> <p>高知県公安委員会告示第3号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。 令和3年2月24日 高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級 雑踏警備業務 2級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所 (1) 検定の実施日及び開始時間 令和3年6月4日（金）午前9時 (2) 検定の実施場所 高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場</p> <p>3 検定の実施予定人員 10人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。 (1) 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 雑踏の整理に関すること。 エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 (2) 実技試験 ア 雑踏の整理に関すること。 イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。 (1) 検定の申請の受付期間</p>	<p>令和3年5月10日（月）から同月14日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類等 ア 検定申請書 1通 イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。） ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項 (1) 受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。 (2) 持参品 ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽 エ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）</p> <p>9 その他 この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。</p> <p>10 検定の実施に関する問い合わせ先</p>	<p>高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係</p>
---	---	---